

いわき駅前におけるレンタサイクル導入事業委託仕様書

1 委託業務名

いわき駅前におけるレンタサイクル導入事業業務

2 業務目的及び事業の位置づけ

(1) 業務目的

本事業は、いわき市における観光振興及び二次交通の機能強化を図るため、いわき駅周辺を起点としたレンタサイクル事業を導入・運営し、その効果と課題を検証することを目的とする。

具体的には、観光客の回遊性向上、滞在時間の延伸、市内消費額の増加を主たる目的とし、併せて二次交通の補完、公共空間の有効活用、環境負荷低減、災害時の活用、及び蓄積データの利活用による施策改善等を目指す。

(2) 背景及び必要性

いわき市は、海・山・温泉・食など多様な観光資源を有する一方、拠点間の移動手段が限定的であり、回遊性向上が課題となっている。

また、公共交通が十分に行き届かないエリアにおける目的地までの最終的な移動手段の確保も喫緊の課題である。

一方、本年7月にはいわき七浜海道を含むふくしま浜通りサイクルルートがナショナルサイクルルート（NCR）の指定を受け、国等によるPRが行われること等による広域的なサイクリング需要の取り込みが期待されるところであり、この機を捉え、本事業によりサイクルツーリズムを強力に推進し、国内外からの誘客及び地域活性化を図ることが求められている。

本事業では、いわき駅前での事業開始を皮切りに、初年度の利用状況や課題等を勘案した上で、次年度以降の市内各地への段階的導入を検討するものとし、観光客の利便性向上とともに、市民の日常的な移動手段としての可能性についても慎重に検証を行う。

(3) 事業の位置づけと特徴

本事業は、全国一律型のレンタサイクルとは異なり、いわき市の地域特性、観光動線及び利用者特性に応じた運用を前提とする。

現時点で本格導入や恒常的な事業化を前提とするものではなく、実証実験としての実施結果を踏まえ、今後、いわきスポーツ・サイクルツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）及び関係機関との協議を経て次年度以降の展開を検討する位置づけとする。

また、本事業は以下の4点を特徴とし、地域実情に即した運用モデルの構築を目指す。

- ① 観光利用を主軸とした検証的導入
- ② 車両管理・点検・回収までを一括して行う一体的な運営体制の構築
- ③ 学校や法人イベント等の団体利用への柔軟な対応
- ④ 実証結果に応じた段階的なサービスエリアの拡張の提案

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

※参考

（更新）《予定》 令和9年4月1日～令和10年3月31日

（更新）《予定》 令和10年4月1日～令和11年3月31日

4 運営方針

事業の運営は、運営事業者が行い、本協議会は実施主体として、初期導入及び運営安定化を目的とする費用を支出するものとする。

5 業務内容

(1) 役割分担

本協議会は、関係部署（市生活安全課等）との調整、行政財産使用に係る協議支援を行う。事業者は、車両調達、運営、保守、利用者対応、広報、データ分析までを一体的に担う。

いわきスポーツ・サイクルツーリズム推進協議会	レンタサイクル運営業務全体の総括
	サイクルポート用地の調整
	利用者への周知、広報等
事業者	レンタサイクル事業に必要な自転車等の調達、維持管理と事業終了後の原状回復
	レンタサイクル事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、利用者からの問合せ、苦情対応等）
	電話、メール、WEB、FAX等による多角的な予約、問合せ受付
	違法駐輪対策
	利用者への周知、広報等
	各種データの収集、分析、事業報告（利用データ分析、KPI管理、改善提案、月次報告、年次報告、PDCA運営等）
	満足度調査（アンケート）の実施
	サイクルポート用地の調達

(2) 利用料金、付帯事業、収支

ア 収入

利用料金及び付帯事業等の収入はすべて事業者の収入とする。

イ 利用料金

利用料金は事業者提案を基本とし、協議会と協議のうえ決定すること。

利用者にわかりやすく、利便性と採算性が両立する料金設定をすること。

ウ 利用料金の収受方法

クレジットカード等のキャッシュレス決済を基本運用とする。ただし、団体利用、法人向けの請求書払い、及び決済環境等の事情によりキャッシュレス決済が困難な利

用者への対応は事業者提案とする。

エ 付帯事業

本事業に付帯・派生する事業を実施する場合は、本協議会と事前協議の上、承認を得ること。

オ 委託料

業務期間内の委託料は契約時に設定する。また、特別な事情により変更が必要な場合は協議の上、決定する。

カ 収支

独立した事業として採算が取れるように運営すること。

採算不備を理由とした委託料の増額は行わない。

(3) 利用方法等

ア 利用登録及び予約に関する要件

① 利用登録及び予約、会員登録の簡略化

スマートフォン等で即座に利用開始できる簡便なシステムとすること。

② 多様な予約方法

スマートフォンを保有しない利用者、高齢者、修学旅行等の団体客の利便性を確保するため、電話、メール、WEBフォームに加え、FAXによる事前予約・利用受付に柔軟に対応すること。

③ 登録情報

登録情報は必要最小限の項目とし、利用者にとって負担が少なく、快適なものとする。

イ 貸出・返却運用とユーザーサポート体制

① 貸出・返却（無人運用の基本）

サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。

② 情報の明示とセルフレスキューの支援

自転車及びサイクルポートには、利用方法や緊急連絡先を明示すること。

特に、利用者が現地でトラブル等に遭遇した際、迅速に自己解決を促すための情報提供手段（オンライン解説への誘導等）を車体ごとに講じる工夫をすること。

③ エリア外返却

サイクルポート以外でも自転車が返却できるシステム（乗り捨て等）を検討すること。

④ 履歴管理

利用者が返却後に利用履歴（利用時間、支払額等）を確認できる仕組みを構築すること。

ウ 多言語化対応

日本語のほか、英語・中国語（繁体字）対応を必須とし、その他の言語についても必要に応じて配慮すること。

(4) 施設、器材（自転車、駐輪機器等）

ア 自転車

操作性、安全性、耐久性に優れたものとし、GPS等により位置情報を把握できる機能を有すること。

スポーツタイプ車両にはボトルケージ、サイドスタンド等のサイクリスト向け装備を標準付帯させること。

道路交通法等の関係法令に適合した車両(ブレーキ・警報器等の装備)であること。

他種多様な車種を揃えて利用状況等の検証を行い、いわき市の利用者特性に応じた運用を行う目的から、導入時の車種の内訳と台数については次の表を満たすものとする。

種類	車種	台数
電動	E-bike (スポーツタイプ)	3台
電動	E-bike (シティサイクルタイプ、かご付)	3台
非電動	ロードバイク	2台
非電動	クロスバイク	2台
非電動	ジュニアクロスバイク	2台
事業者提案による車種		3台
合計		15台

イ サイクルポート

名称や利用方法を日本語・英語・中国語(繁体字)併記で明示した看板を設置し、夜間の視認性と安全を確保すること。

案内看板等は周囲の景観と調和したデザインで統一すること。

サイクルポート設置候補地を自ら選定・提案し、協議会による調整の完了後、実際の用地調達(契約手続き等)を行うとともに、発生する土地使用料や賃借料等の支払い義務を負うこと。

※ ただし、本年度の「いわき市並木の杜自転車専用駐車場」については、協議会において事前交渉済み。

ウ 維持管理

技術力を持った整備担当者が定期的に整備(最低週1回以上)を行い、安全を確保すること。

(5) 運営方法等

ア 運営体制

全体責任者を選任し、事故・トラブルに対応できるコールセンター等を設置すること。また、オフライン環境下においても電話受付や手書き台帳等による貸出・返却が継続できる代替運用フローを有すること。

イ 運営時間

原則24時間体制とする。ただし、施設管理者との協議により制限を設ける場合はこの限りではない。

ウ 乗車用ヘルメットの貸出

ヘルメットを持参していない利用者に対して貸出を行うこと。特にジュニア用は適切なサイズを準備すること。

エ 団体利用への対応

臨時イベント等の開催時において、50台程度の同時貸出に対応できる体制を有すること。

事前予約制とし、振込や請求書払い、有人対応（フィッティングや安全説明）を行うこと。

オ 保険の加入

十分な傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること（T Sマーク付帯保険のみは不可）。

カ 交通法規等の遵守と防犯

利用者へのルール啓発を行い、防犯登録は福島県公安委員会指定の団体で行うこと。

キ 放置自転車対策

ポート外の車両は速やかに回収すること。なお、費用負担は使用者と事業者との間で協議の上、対応すること。

ク 拠点の設置と地域貢献

いわき市内に拠点を設置し、地元での雇用を優先すること。

ケ 災害時の対応

大規模災害時には保有車両をいわき市の災害対応業務等へ優先使用させること。

コ データ収集と報告

利用データを収集・分析し、報告書を提出すること。

カ 原状回復

事業終了後は事業者の負担で速やかにサイクルポートや看板等の撤去・原状回復を行い、事業開始前の状態へ戻すこと。

(6) 広報・利用促進（プレスリリース・SNS）

ア レンタサイクルサービスの開始時及び重要な節目において、事業者は協議会と協議のうえ、プレスリリースを作成し、配信を行うこと。

イ テレビ局、新聞社、WEB媒体等から取材の申し込みがあった場合には、協議会と連携し、記者対応、現地対応等を行うこと。

ウ 利用促進を目的として、公式SNSアカウントを開設（Facebook、X、Instagram等）・運用し、利用方法の案内、おすすめモデルコース、観光情報等を継続的に発信すること。

6 成果品

受託者はレンタサイクルの利用状況、移動データ、収支状況、その他本協議会と協議の上決定したデータを収集、整理の上、毎月業務報告を行うとともに、業務完了後速やかに次の書類等を提出すること。なお、提出する媒体は電子データとする。

(1) 事業実施報告書

報告書の種類	提出時期	内容
月次報告書	該当月の翌月10日まで	・ 毎月の利用状況 ・ 問合せ、苦情等の記録

		・その他本協議会が必要とするデータ
年度報告書	業務完了後速やかに	・年度中の利用状況 ・収支報告 ・課題、改善提案 ・その他本協議会が必要とするデータ

- (2) 打合せや会議等に参加した場合は、議事録を作成し、電子データにより提出すること。
- (3) 収集・作成した図表・データを、二次利用可能な電子データにより納品すること。
- (4) 着手届（事業着手後、直ちに提出）
- (5) 完了届（事業完了後、直ちに提出）
- (6) その他協議会が必要と認める書類。

7 留意事項等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、進めること。
- (3) 受注者は、業務の遂行状況について、委託者に対して定期的に報告すること。
- (4) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし業務の一部の再委託について、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い決定すること。

8 業務場所

いわき駅前の「いわき市並木の杜自転車専用駐車場」のサイクルポートとする。なお、観光イベント等の需要に応じて、市内各地への臨時ポート設置（機動的配置）を柔軟に行うこと。

9 特記事項

(1) 著作権等

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権及び使用权は全て委託者に帰属するものとし、著作物の継続的な使用、再編集、増刷は委託者において自由に行うことができるものとする。

また、委託者が著作物を使用するにあたり、著作人格権を行使しないものとする。

(2) 機密保持等

受託者は、本仕様書に定めるところのほか、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守するものとする。